

領海内における外国船舶間の貨物油の積替え(STS)について

現 状

- 領海外でSTSを実施。現場海域まで防舷材をタグボートで曳航。

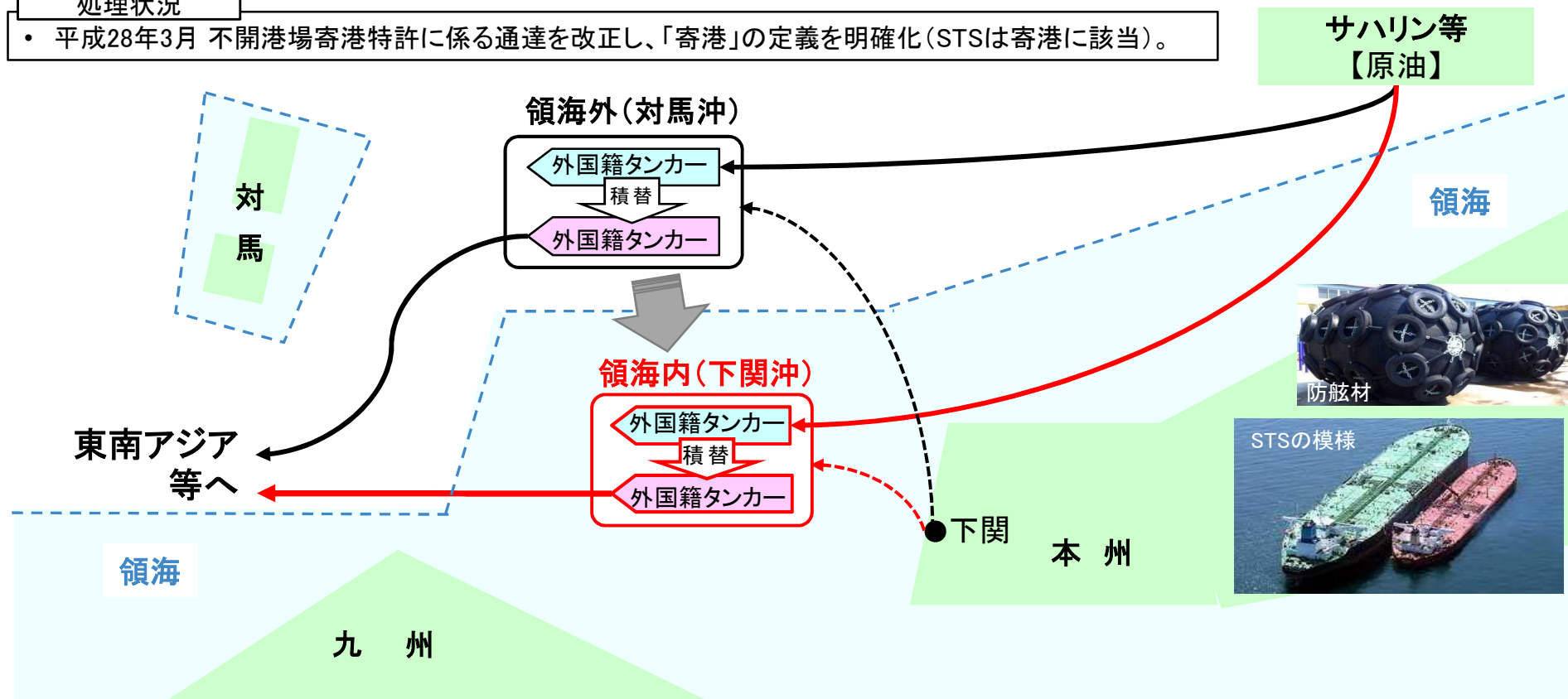
相談概要

- 平成27年9月に、日本海洋産業(株)(英国Safe STS社の日本代理店)が、領海内におけるSTS実施のため、船舶法第3条ただし書に基づく**不開港場寄港特許**の可否について相談。
- 領海内におけるSTSは、外国から外国への原油輸送に限定。

本土に近い領海内でSTSを実施した場合、現場海域まで短時間で到着可能となり、業務効率が向上との見通し。

処理状況

- 平成28年3月 不開港場寄港特許に係る通達を改正し、「寄港」の定義を明確化(STSは寄港に該当)。



<参考> ○船舶法 (明治三十二年法律第四十六号)(抄)

第3条 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スコトヲ得ス但法律若クハ条約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ国土交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス